

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香南市

2 構造改革特別区域の名称

香南市どぶろく・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

香南市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と気候

香南市（以下は本市という）は、平成 18 年 3 月 1 日に、高知県の香南 5 町村（赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村）が合併して誕生した新しいまちである。高知市の東部約 20～30 km に位置し、東西約 20 km、南北約 15 km の広さを持つ面積 126.51 k m² のまちとなる。

南部地域は太平洋に面する海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なる中で里山環境が広がり、北部地域は標高約 300～600m の四国山地の一部を構成している。また、四国山地を源流にする物部川、香宗川、夜須川などが流れており、豊かな水と緑に包まれた地域である。

気候は南海型の気候区分に属し、温暖な気候に加え、年間降水量は県下でも少ない地域となっており、温暖で雨が少ない気候を利用して、古くから野菜の早出し栽培に取り組み、ハウス栽培を中心とした野菜園芸が発展してきた。

本市周辺は、龍河洞県立自然公園などの緑豊かな森林環境と手結住吉県立自然公園などの変化に富む海岸など、多様な自然環境に恵まれており、さらに、高知市と安芸市を結ぶ高知東部自動車道の整備など、将来的に広域交通網の強化が期待できる地域である。

(2) 人口

人口は平成 17 年国勢調査時には 33,541 人、平成 23 年 7 月 31 日現在では 33,514 人と 33,000 人前後で推移している。

年齢構成は 15 歳未満が 14.1%、65 歳以上が 25.0% となっており、少子・高齢化が進んでいる。

(3) 産業

本市の産業は農林水産業を中心に商業、工業地域が加わった理想的なまちである。農作物では香り豊かな高品質の香南ブランドが数多く生産されており、太平洋に

面した温暖な気候に恵まれ、野菜の促成栽培、特にメロン、スイカ、トマトは本市を代表する特産品となっている。また、香我美町は温室みかんの産地で「山北みかん」は県内屈指のブランド品である。赤岡町、吉川町ではシラス漁が行われ、天日干しされた「ちりめんじゃこ」が南風に乗って香り、春の訪れを知らせてくれる。夜須町ではシイラ巻き網漁や長太郎貝の養殖が盛んである。また、市内各所には地場産品直販所があり、季節の新鮮な野菜や果物、捕れたての魚を買い求める人で賑わっている。

工業では香我美町において、昭和 50 年代から企業誘致が進められてきた。昭和 61 年には大手半導体企業が操業を開始し、市の主要な産業として地域経済を支えている。現在は県と共同で、約 13h a の「香南市工業団地開発」に向けて取り組んでいる。

このように、まちの特色を生かした豊かなまちづくりを目指して、農林水産業の振興をはじめ、新たな就労の場を生み出す企業誘致など、あらゆる産業の分野で活性化に向けた取り組みが進められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は肥沃な高知平野を利用した農業を基幹産業とし、農林水産・商工業がバランスよく発展している。しかし、近年の米価下落や収益性の低さ、農業就業者の高齢化などによる担い手不足に直面しており、遊休農地が発生するなど山間地に限らず農地の荒廃が進んでいる。

これらの課題に直面し、香南市らしいまちづくりを進めるためには、第 1 次産業で生産される農林水産物を第 2 次産業で地域の特性を生かした高付加価値製品の開発、ブランド化を促進し、さらに、観光産業など第 3 次産業と連携し、地場産品を観光資源としての価値を高め、効果的な販売促進を図るなど、観光事業と地場産業との連携の強化が必要である。

本市は 1 年を通じて気候が温暖であり、施設・露地の野菜、中山間地を利用した果樹や施設園芸など、山と大地の恵みが生かされた多くの農産物を生み出している。

平成 21 年には市民参加型プロジェクト「香南市まるごとプロジェクト」を立ち上げ、地域独自の資源や可能性を探り「私たちの身近にあるおいしいもの、田舎ならではの美しい場所、そこに住む人」をまるごと PR して、全国の人に知ってもらおうと、農業・漁業に携わる人、加工品をつくる人・売る人など立場の違う市民が互いに交流し、情報交換をしながら本市の味を全国発信している。

こうした動きに連動して、本特例措置を活用した濁酒・リキュールの製造に加え、土佐の豊かな食材を使った郷土料理とともに PR していくことで、米や農産物の付加価値を高め、収益の増加や生活意欲の向上に繋がるとともに、新しい特産品の開発や雇用機会の創出、就労機会の確保や担い手の育成が期待できる。

また、新商品の開発により生産農家、加工業者等において起業の機会が広がり、地

域内での雇用の場が確保され、さらには規格外品として良心市・地場産品販売所での販売等、規格外ということで安価に売っていただいていたものが、原料として使用することが可能となり、生産農家の所得及び生産意欲の向上へと繋がる。

このように農・商・工の連携、交流人口の増加、地域の活性化を推進していく上で本特例措置を活用する意義は大きいものと考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回、本特例措置を活用することにより、本市で育てられた米による自家製濁酒と特産物を原料としたリキュールを生産する。それにより、地域農産物の消費・利用拡大等、地域の活性化へと繋がり、さらには雇用・就労機会の確保や担い手の育成が図られることが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、自ら生産した米や地域の特産物を活用し濁酒、リキュールを製造・販売することにより、新しい本市の観光資源として観光事業と連携を強化し産業の活性化に繋げる。

また、農産物の付加価値を高めることにより、農業経営の拡大と安定が期待でき、新たな雇用確保による地域経済の活性化が図られる。

【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

項目	平成24年度	平成26年度	平成28年度
特定農業者による特定酒類の製造事業者数	1件	2件	3件
特定酒類製造量	2.5kl	6kl	8kl

【特産酒類の製造に関する目標】

項目	平成24年度	平成26年度	平成28年度
特産酒類製造事業者数	1件	2件	3件
リキュール製造量	1kl	2kl	3kl

(注) 1件あたりのリキュール製造量は1kl

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農産物・特産物の直販施設の活性化

一次産物の加工品化により付加価値を高め、商品の多様化を図ることにより、生産者及び直販施設の活性化につなげ、直販施設が香南ブランドの発信基地として、本市の一次産物振興と交流人口の拡大にとって重要な役割を果たすことができる。

(2) 各種イベントとの連携

地域の食材や加工品を観光協会・商工会等と連携し、様々な祭りやイベントで濁酒やリキュールを提供することで、観光などで本市を訪れる市外・県外客に香南ブランドを発信し、さらなる交流人口の拡大を図る。

(3) 市民と地域資源の総力を結集したビジネス支援

一次産物生産者や市民等と協働で、一次産物の加工商品の開発及び試作を行い、生産者の思い、地域の強み、歴史、伝統など、香南市を表現できる加工商品や消費者の接点を充実化したカタログの作成及び販売を行う。

また、新商品及び既存の加工商品をイベント等で販売を行い、商品のPR及び販路拡大を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家レストラン、農家民宿)を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米(自ら生産したものまたはこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料としてその他の醸造酒(特定酒類)(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

香南市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内で農家レストランや農家民宿を営む農業者が、自ら生産した米(自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む)を原料として濁酒を製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これらの酒造製造への取り組みは、濁酒と併せて地元の食材を提供することにより、地産地消の促進に繋がると考えられる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（みかん、メロン、ブルーベリー、すいか、トマト、生姜、ゆず、黄金柑、さつまいも、ぶんたん、きんかん、しそ、大葉、れもん）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

香南市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため特産酒類を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する特産物（みかん、メロン、ブルーベリー、すいか、トマト、生姜、ゆず、黄金柑、さつまいも、ぶんたん、きんかん、しそ、大葉、れもん）を原料としたリキュールを製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、特産物を原料として製造したリキュールを様々なメニューに併せて提供することにより、本市を訪れる人たちに香南ブランドを発信することができ、交流人口の拡大にも繋がる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに

に、認定計画特定事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行う。